

2016年（平成28年）9月12日

---

---

放送人権委員会決定 第61号  
「世田谷一家殺害事件特番への申立て」  
— 勸 告 —

---

---

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

## 「世田谷一家殺害事件特番への申立て」に関する 委員会決定 — 勸告 —

申立人 入江 杏  
被申立人 株式会社テレビ朝日

苦情の対象となった番組

『世紀の瞬間&未解決事件 日本の事件スペシャル「世田谷一家殺害事件」』

放送日時 2014年12月28日（日）午後6時～8時54分

【決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

### 【本決定の構成】

I 事案の内容と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯
2. 論点

II 委員会の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ページ

はじめに——本事案の核心

1. 本件面談場面の流れ
2. テレビ的技法について
  - (1) なぜ、問題にするか
  - (2) 二つの伏せられた発言
  - (3) ナレーション
  - (4) テロップ
3. 視聴者はどう受け取ったか
4. 新聞テレビ欄の表記
5. 人権侵害に関する判断
  - (1) 申立人の主張

	(2) 人権侵害に関する結論	
6.	放送倫理に関する判断	
	(1) 「最後のピース」の意味	
	(2) 被害者遺族への配慮	
	(3) 放送倫理に関する結論	
III	結論	23 ページ
IV	放送概要	25 ページ
V	申立人の主張と被申立人の答弁	29 ページ
VI	申立ての経緯および審理経過	35 ページ

## 【決定の概要】

テレビ朝日は2014年12月28日（日）に『世紀の瞬間&未解決事件 日本の事件スペシャル「世田谷一家殺害事件」』を3時間に及ぶ年末特番として放送した（以下、「本件放送」という）。2000年12月30日深夜に発生し今なお未解決の世田谷一家殺害事件を取り上げ、FBIの元捜査官が犯人像をプロファイリングするという内容だった。その見立ては、被害者の1人の実姉である申立人が否定していた一家に強い怨恨を持つ顔見知りによる犯行というものだった。

本件放送では、申立人が元捜査官と面談した内容が十数分間に編集されて放送された（以下、「本件面談場面」という）。申立人は、本件面談場面は、規制音・ナレーション・テロップなどを駆使したテレビ的技法による過剰な演出と恣意的な編集によって、申立人があたかも元捜査官の見立てに賛同したかのようにみられる内容で、申立人の名誉、自己決定権等の人権侵害があったと委員会に申し立てた。これに対し、テレビ朝日は、過剰な演出と恣意的な編集を否定し、本件面談場面は申立人が元捜査官の見立てに賛同したかのように視聴者に受け取られる内容ではないと反論した。

委員会は本件面談場面の流れを検討し、申立人が元捜査官の見立てに賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容だったと判断した。新聞テレビ欄の番組告知の表記についても思わせぶりな伏字や本件放送内で語られていない文言を使ったもので、番組内容の告知としてきわめて不適切なものだったと判断した。

しかし、本件面談場面は、申立人が元捜査官の見立てに賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容だったとはいえ、申立人が自身の考えを変えたとまで視聴者に明確に認識されるものではなかったこと、さらにたとえ元捜査官の見立てに賛同したと受け取られたとしても、そのことが申立人の社会的評価の低下にただちにつながるとは言えないことなどから、本件放送は申立人の人権侵害には当たらないと委員会は判断した。

申立人は、本件放送後、本件面談場面を見て元捜査官の見立てに申立人があっさり賛同したものと受け取った申立人にごく近い人々から厳しい批判や反発を受け、精神的苦痛を味わったと主張する。だが、これらの批判や反発は申立人にごく近い人々からの反応や意見であって、申立人が元捜査官の見立てに賛同するという事実がただちに社会的評価の低下をもたらすとは言えないことを考えると、申立人の人権侵害があったとまでは言えないと委員会は判断した。

次に放送倫理上の問題について判断した。テレビ朝日は申立人に取材を依頼した時点で、申立人が事件をめぐる怨恨を否定し、悲しみからの再生をテーマにさまざまな活動を行っていることをよく知っていたという。また、番組に出演する際には、衝撃的な事件の被害者遺族ということへの配慮が必要なことも十分認識していたという。

にもかかわらず、申立人の考えや生き方について誤解を招きかねないかたちで本件放送を制作したことになる。番組内容の告知としてきわめて不適切である新聞テレビ欄の表記とともに、「過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法（中略）の濫用は避ける」、「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る」とした「日本民間放送連盟 報道指針」に照らして、本件放送は申立人に対する公正さと適切な配慮を著しく欠き、放送倫理上重大な問題があったと委員会は判断する。

委員会は、テレビ朝日に対して本決定を真摯に受け止め、その趣旨を放送するとともに、今後番組制作のうえで放送倫理の順守をさらに徹底することを勧告する。

## I 事案の内容と経緯

### 1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

テレビ朝日は2014年12月28日、いわゆる「世田谷一家殺害事件」を取り上げた年末特番『世紀の瞬間&未解決事件 日本の事件スペシャル「世田谷一家殺害事件」』を放送した。番組では、FBI（米連邦捜査局）の元捜査官（プロファイラー）マーク・サファリック氏が犯人像を探るため、被害者遺族の入江杏氏らと面談した模様等を放送した。入江氏は殺害された宮澤泰子さんの実姉で、事件当時、隣に住んでいた。番組で元捜査官は、「当時20代半ばの日本人、宮澤家の顔見知り、メンタル面で問題を抱えている、強い怨恨を抱いている人物」との犯人像を導き出した。

この放送に対し入江氏は、番組の取材要請の仲介をした人物を介してテレビ朝日に演出上の問題点などについて抗議。その後、弁護士とともに7回にわたってテレビ朝日側と話し合いを行い、放送法第9条に基づく訂正放送・謝罪を求めたが、テレビ朝日はこれを拒否した。

このため入江氏は2015年12月14日、委員会に申立書を提出。「テレビ的な技法（プーという規制音、ナレーション、画面右上枠テロップなど）を駆使した過剰な演出、恣意的な編集並びにテレビ欄の番組宣伝によって、あたかも申立人が元FBI捜査官の犯人像の見立てに賛同したかの如き放送により、申立人の名誉、自己決定権等の権利侵害が行われた」として、「放送による訂正及び謝罪並びに責任ある者からの心からの謝罪」を求めた。

申立人はこの中で、実際の面談において申立人がサファリック氏の述べる「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を否定しているにもかかわらず、過剰な演出、恣意的な編集がなされ、「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのように、事実と異なる報道、公正を欠く放送をされたと主張。また、実際の面談において申立人は犯人の特定につながる具体的な発言は一切していないにもかかわらず、過剰な演出、恣意的な編集によって、申立人が礼くん（殺害された長男）の発達障害に関連して犯人の特定につながる具体的な発言を行ったかのように、事実と異なる報道、公正を欠く放送をされたとして、「名誉及び自己決定権を侵害された」と訴えている。

さらに申立人は、テレビ朝日が新聞のテレビ欄で「被害者実姉と独占対談」「〇〇を知らないか？『心当たりがある！』遺体現場を見た姉証言」と実際にはない発言を本件番組の目玉として番組宣伝等を行い、放送したとして、「このような番組構成及び番組宣伝等は事件被害者を冒瀆するだけでなく、いたずらに視聴者の興味関心を煽るものであり、放送倫理に著しく違反する」と述べている。

これに対しテレビ朝日は、2016年1月14日、申立てに関する「経緯と見解」書面を委員会に提出し、番組制作に協力していただいた入江氏が心痛を覚えていると

すれば本意ではなく、入江氏の心痛を取り除くための対応について7か月に渡り協議を重ねてきたとしながらも、申立人が指摘するような「恣意的な編集」や「過剰な演出」はないと認識しており、「放送法第9条による訂正・謝罪」の必要はないと考えていると主張した。

またテレビ朝日は、申立人が「妹達には恨まれている節はなかったと感じる。経済的なトラブル、金銭トラブル、男女関係みたいなものなど一切無かったですから」とサファリック氏の怨恨説を否定する発言を放送に使用しており、申立人がサファリック氏の見立てに賛同したように見えるという申立人側の指摘は当たらないと反論。さらに、申立人が礼くんの発達障害に関連して犯人の特定につながる具体的発言を行ったかのように、事実と異なる報道、公正を欠く放送をされたと述べていることについては、「若い人のグループ」「カウンセリング」というサファリック氏の言葉と入江氏の「病院」という言葉は、事件現場が世田谷区上祖師谷であることなどの情報と合わせれば、視聴者による誤った推測で「具体的な場所」が「特定」される可能性があったため、言葉を伏せたのはそのような誤解が起きないようにという配慮であり、「公正を欠く放送」には当たらないと考えていると主張している。

このほかテレビ朝日は、新聞のテレビ欄で「〇〇を知らないか?『心当たりがある!』遺体現場を見た姉証言」との表記で番組宣伝等を行ったことに関しては、サファリック氏の「(音隠し)へ行ったり、そのような接点は考えられますか?」という質問に対し、申立人は「考えられないでもないですね」と回答しており、この発言を新聞テレビ欄や番組宣伝等に利用するのに際し、「字数制限の都合から短縮し理解し易くする意味で『心当たりがある!』と表現した。これは番組制作にあたり、字数制限の制約の中で表現する上での演出上許容範囲であると思料しており、ご指摘のような『放送倫理に著しく反している』とは考えていない」としている。

委員会は1月19日に開催された第229回委員会で、委員会運営規則第5条(苦情の取り扱い基準)に照らし、本件申立てを審理入りすることを決めた。

放送の概要については後述の「IV 放送概要」、提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁の概要は「V 申立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。申立てに至る経緯および審理経過は末尾「VI 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

## 2. 論点

申立人が主張する本件放送による人権侵害の有無とそれにかかわる放送倫理上の問題を検討するために、委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

- (1) 申立人の主張する人権侵害の具体的な内容はどのようなものか。
- (2) 本件放送は、申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したと視聴者

に受け取られるような内容だったか。

- (3) 本件放送は、被害者の1人の発達障害に関連して、申立人が犯人の特定につながる具体的な発言を行ったかのような内容だったか。
- (4) 新聞のテレビ欄の表記は本件放送の告知として適切だったか。
- (5) 申立人に対するテレビ朝日の出演依頼は適切に行われたか。



## II 委員会の判断

### はじめに——本事案の核心

衝撃的な事件だった。2000年12月30日深夜、東京都世田谷区上祖師谷で、一家4人が何者かによって殺害された。宮澤みきおさん・泰子さん夫妻、8歳の長女にいなちゃん、6歳の長男礼くんが犠牲となった。事件は今なお未解決だ。

申立人は、泰子さんの実姉である。事件当時、被害者一家の隣に住んでいた。母親とともに事件の最初の発見者となった。事件後半年間ほど、捜査当局の要請により、妹一家に恨みを持っていた人間が身近にいなかったかという「悪意を探る作業」（申立人の「陳述書」）を強いられた。こうした過程で、申立人は、一家に強い怨恨を持つ顔見知りによる犯行という見方（以下、「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」という）を否定するに至ったという。

本件放送は、「元FBIのトッププロファイラーのマーク・サファリック氏」が、この事件をプロファイリングし、犯人像を導くというものである（本件放送内での呼称にしたがって、以下、「サファリック」と敬称を略す）。申立人との面談がプロファイリングに必要な「3つのピース」の最後の一つとされ、取材に応じた申立人とサファリックの間の本位面談場面が放送された。ちなみに、「3つのピース」の別の二つは、CGで再現された現場の分析と警視庁元捜査官への取材である。

サファリックが導き出した犯人像は、テロップとナレーションで次のように示される。

- ・年齢 20代半ばの日本人
- ・宮澤家の顔見知り
- ・メンタル面で問題を抱えている
- ・強い怨恨

「20代半ばの日本人」と「メンタル面で問題を抱えている」という言葉はあるが、つまりは「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」である。

上述のように、申立人はこの見方を否定していた。サファリックとの面談の中でも、この点は変わらなかったという。にもかかわらず、本位面談場面は、過剰な演出と恣意的な編集によって、事実と反して申立人がサファリックの「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのような内容になっていると主張する。これに対し、テレビ朝日は、過剰な演出と恣意的な編集を否定し、本位面談場面は申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのように視聴者に受け取られる内容ではないと反論する。

この対立が本事案の核心である。申立人にかかわる本件放送の人権侵害の有無と放

送倫理上の問題を判断するためには、この点について、視聴者がどう受け取ったのかを検討する必要がある。その前提として、まず本件面談場面がいかなる内容だったのかを明らかにしなければならない。

## 1. 本件面談場面の流れ

本件面談場面は、コマーシャルを含めて3時間に及ぶ本件放送の終わり近く、コマーシャルをはさんで十数分間である（それ以前に2回、部分的に放送される）。「サファリックが犯人像に迫る」というナレーションで始まる流れを以下略述する。

- ①サファリックが「メンタル面で問題を抱えた者ではないか」などと、犯行現場から導き出したという「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を語る（サファリックの発言は、すべてボイスオーバーの日本語）。
- ②申立人が「妹達には恨まれている節はなかったと感じるんですね。あと、経済的なトラブル、金銭トラブルも男女関係みたいなものも一切無かったですから」と応じる。
- ③これを受けて「思い当たる節がないという入江さん（申立人）にサファリックは犯人像についてある重要な質問をぶつけた」とのナレーション。サファリックの申立人への質問が続くが「ミキオさんもしくはヤスコさんが仕事上もしくはプライベートで」までで中断される（表記は、テロップに表示されたもの）。
- ④「サファリックの質問。それは犯人像の核心を突くものだった」とのナレーション。これを受けた③に続くサファリックの質問の後半は、画面にテロップで次のように表示される。

**重要な見解**へ行ったり

そのような接点は考えられますか？

**重要な見解**の部分だけは赤地に白抜き文字。この部分の音声はピーという規制音で消している。

- ⑤この質問に対して、申立人が「考えられないでもないですね」と答える。「考えられないでもない」とのテロップも画面に表示される。
- ⑥「サファリックの質問で伏せられた部分には特定のキーワードが含まれるため放送は控えるが、核心に迫る質問に入江さんは」と、申立人の返答につながるナレーション。しかし、申立人の返答は「推測では申し上げられませんが、少なくとも礼くんの発達障害を気に掛けて」で中断され、「果たして、入江さんは何を語るのか」とのナレーションが続く。画面には「世紀の瞬間 入江さんは何を語るのか？」というテロップが出て、コマーシャルとなる。

- ⑦コマーシャルの後、「被害者のみきおさんと泰子さんの人間関係について、核心に迫ったサファリックの質問に、入江さんは」とのナレーションが入り、申立人のコマーシャル前の発言が繰り返される。今度もコマーシャル前と同じように「…気に掛けて」までで中断される。
- ⑧直後、いくぶん考え込むような表情の申立人の顔が画面にクローズアップになる。これに「具体的な発言のため放送を控えるが、入江さんには思い当たる節もあるという」とのナレーションがかぶる。
- ⑨協力へのお礼を述べたサファリックに対して、申立人が「こちらこそありがとうございます」と応じる。
- ⑩サファリックが申立人を部屋のドアまで見送り、部屋を出た申立人が面談に同席したテレビ朝日報道記者と一緒に廊下を歩く後ろ姿の映像が流れる。

以上で、本件面談場面は終わる。

## 2. テレビ的技法について

### (1) なぜ、問題にするか

本件面談場面は当然のことながら、面談場面のすべてではなく、編集されたものである。テレビ朝日には番組の編集権があるから、事実を歪めるような恣意的な編集がある場合を除けば、このこと自体は批判できない。視聴者の理解を深め、関心を引くために、放送の中で規制音・ナレーション・テロップといった、申立人のいうテレビ的技法を使うことも、それ自体批判されることではない。

しかし、編集の仕方や規制音・ナレーション・テロップの使い方は、番組が視聴者に与える印象に大きく影響する。もし事実を歪めかねない恣意的ないしは過剰な使い方がされているとしたら、当然に問題を生じる。これらのテレビ的技法をふんだんに使った本件面談場面の場合はどうだったのか。視聴者が本件面談場面をどう受け取ったのか検討するためには、編集の仕方や規制音・ナレーション・テロップがどのように使われていたかを具体的に明らかにする必要がある。

### (2) 二つの伏せられた発言

ピーという規制音や編集で音声が入り込まなかった発言が二つある（以下、文中の丸数字は、「1. 本件面談場面の流れ」に記した番号）。

#### 〈\*伏せられた発言A〉

一つは、③のサファリックの質問の後半と④のテロップで**重要な見解**と示され、ピーという規制音で音声が消された部分。⑤の申立人の「考えられないでもないですね」

という返答を導くものである。テレビ朝日が提出した資料によると、この部分は「若い精神疾患を抱えた人やその団体と仕事やカウンセリングやその他の場面で関わるようなことはありましたか？」というサファリックの質問である。

〈\*伏せられた発言B〉

もう一つは、⑥と⑦にある申立人の発言の後半部分。ともに編集によって音声途中で切られている。同じ資料によれば、ここで申立人は「病院には行っていたということは私は知っています」と発言している。

### (3) ナレーション

随所にナレーションが挿入されているが、発言の重要性を強調する、次のようなものが目立つ。

- ③サファリックは犯人像についてある重要な質問をぶつけた
- ④それは犯人像の核心を突くものだった
- ⑥特定のキーワードが含まれるため放送は控えるが
- ⑥果たして、入江さんは何を語るのか

### (4) テロップ

発言者の発言内容を音声とともにテロップで示した場合が多いが、それらのケースではないものもある。

一つは、本件面談場面の最初から最後まで画面右上に示される「緊急来日サファリック顔見知り犯説VS被害者の実姉“心当たりがある！”」（“心当たりがある！”の部分は赤字）というテロップ（サイドマーク）。次に、④にある赤地に白抜き文字で示される**重要な見解**というテロップ。これは音声が消されたサファリックの質問後半を示すものである。さらに⑥でも「世紀の瞬間 入江さんは何を語るのか？」というテロップが表示される。

## 3. 視聴者はどう受け取ったか

改めて述べると、申立人は次のように主張する。

本件面談場面は、過剰な演出と恣意的な編集によって、事実と反して申立人がサファリックの「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのような内容になっている。

これに対するテレビ朝日の反論の骨子は、次の2点である。

- (a) サファリックの見立てを否定する申立人の発言を紹介することで番組としてバランスを取っている。

(b) 申立人の発言は、サファリックによる事実関係に関する質問への回答として放送されており、放送内容は申立人がサファリックの見立てに賛同したかのように見えるものではない。

(a) については、たしかにサファリックの見立てを否定したかたちの申立人の発言も放送されている（「1. 本件面談場面の流れ」の②参照）。しかし、ここで申立人の発言を紹介したからといって、「番組としてバランスを取っている」ことにはならない。そもそもサファリックの見立てを伝えるという番組の趣旨からして、否定・肯定のバランスを取ることが考慮されていたとは思えない。

申立人の主張に対する反論として検討すべきは (b) である。

たしかにサファリックの質問と申立人の回答の並べ方自体には、申立人の主張するような「恣意的な編集」は行われていないだろう。しかし、質問と回答には編集や規制音で伏せられた部分があり、発言の重要性を強調するナレーションやテロップも使われている。申立人は、これらのテレビ的技法が視聴者に与えた影響を問題にしているのである。「事実関係に関する質問への回答として放送されており、放送内容は申立人がサファリックの見立てに賛同したかのように見えるものではない」というテレビ朝日の反論は、申立人の主張に対する反論にはなり得ない。

問題は何よりもテレビ的技法の使い方なのである。まず、一部の発言を伏せた理由が問われなければならない。テレビ朝日は、〈\*伏せられた発言A〉には「若い精神疾患を抱えた人やその団体」「カウンセリング」というサファリックの言葉、〈\*伏せられた発言B〉には「病院」という申立人の言葉が、それぞれ含まれていることが理由だとする。これらの言葉と事件現場の情報を合わせて視聴者が誤った推測を行い、具体的な場所を特定する可能性があったためというのである。「答弁書」では、「そのような誤解から発達障害などメンタル面での問題を持つ方々への偏見が助長されないように、という人権に配慮した判断」と述べている。

これに対して、申立人はサファリックの質問には「放送を控えなければならないような特定性、具体性のあるキーワードは含まれていない」（申立書）にもかかわらず、「犯人像の核心を突く」「重要な見解」であり「特定のキーワードが含まれるため放送は控える」として伏せることによって、放送しては差支えのあるような犯人特定につながる具体的な場所が問われたとの印象を与えていると主張する。

そこで検討すると、そもそも本件面談場面の冒頭で、サファリックは「メンタル面で問題を抱えた者」との犯人像の見立てを明らかにしている。宮澤さん夫妻の長男礼くんの発達障害については、⑥において、申立人自身が語っている。これに「カウンセリング」や「病院」という言葉と、事件現場（世田谷区上祖師谷）の情報を加えた場合、推測の範囲と対象を一定程度限定することにはなるかもしれない。しかし、特定にまでは至らないだろうし、ましてや発達障害の子どもを持つ親がカウンセリング

に行ったり、病院に通ったりすることが、「犯人像の核心を突く」ことになるとはどう  
てい思えない。発言を伏せた理由についてのテレビ朝日の主張は説得力がない。

むしろ、申立人も主張するように、二つの伏せられた発言は、前後のナレーション  
によってその重要性が強調されることで、視聴者の想像を一定の方向に向けてかきた  
てる組立てになっていることに注目したい。以下、具体的に分析する。

〈\*伏せられた発言A〉の前には、「サファリックは犯人像についてある重要な質問  
をぶつけた」とのナレーションが流れる。しかし、これに続くサファリックの質問は  
「ミキオさんもしくはヤスコさんが仕事上もしくはプライベートで」までで中断され  
てしまい、「ある重要な質問」の内容は視聴者には分からないままだ。にもかかわらず、  
「サファリックの質問。それは犯人像の核心を突くものだった」とのナレーションに  
移り、サファリックの質問の後半が、テロップで「**重要な見解**」へ行ったり そのよう  
な接点は考えられますか？」と表示される。テロップの「**重要な見解**」の部分は、赤地に  
白抜き文字の目立つかたちで表示され、音声は消されている。こうした流れの中で、  
申立人は「考えられないでもないですね」と答えるのである。

ナレーションは「重要な質問」「犯人像の核心を突く」といった言葉を使っているの  
だが、質問の肝心な中身は伏せられている。したがって、視聴者は「考えられないで  
もないですね」という申立人の言葉が意味するものを具体的に知ることはできない。  
しかし、ナレーションに引きずられて、申立人が何か重要なことに思い至ったのでは  
ないかとの印象を持っただろう。

〈\*伏せられた発言B〉にも同様の組立てがある。最初に「サファリックの質問で  
伏せられた部分には特定のキーワードが含まれるため放送は控えるが、核心に迫る質  
問」とのナレーションが流れる。「特定のキーワードが含まれるため」という説明が、  
目立つテロップにして表示した「**重要な見解**」にかかわることは明らかである。このナレ  
ーションを受けて、「礼くんの発達障害を気に掛けて」という申立人の発言が続く。こ  
こでも肝心の後半は伏せられているのだが、ナレーションと「**重要な見解**」というテロッ  
プによって視聴者は申立人の発言の伏せられた部分に放送を控えるような重要な内容  
があると考えただろう。

最後は「具体的な発言のため放送を控えるが、入江さんには思い当たる節もあると  
いう」というナレーションである。これは本件面談場面の、いわば「結論」と言っ  
ていい。「核心に迫る質問」や「重要な見解」に対する申立人の発言は伏せられてい  
るから、実のところ視聴者には具体的なことは何も分からない。しかし、このナレー  
ーションによって、「申立人は犯人像について、何か具体的に思い当たる節があるようだ」と  
漠然と考えただろう。

伏せられた部分が分かってみれば、この「結論」が不適切であることは明らかであ  
る。申立人は、宮澤さん夫妻が発達障害を持つ礼くんのためにカウンセリングを受け

ていた可能性や病院に行っていたということを語っただけなのだ。そこには、「具体的な発言のため放送を控える」ようなことは何もない。ましてや申立人には犯人像について「思い当たる節」などないのである。

この「結論」的なナレーションに関連して、本件面談場面の画面右上に一貫して表示される「緊急来日サファリック顔見知り犯説VS被害者の実姉“心当たりがある！”」（“心当たりがある！”の部分は赤字）とのサイドマークが視聴者に与えた影響も少なくないことを指摘しておく。赤字で強調された部分は「思い当たる節があるという」とのナレーションと同じ意味である。画面で終始このサイドマークを目にしていた視聴者は、この「結論」的なナレーションを容易に受け入れることになっただろう。

以上の検討から、本件面談場面は、申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」というサファリックの見立てに賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容だったと委員会は判断する。

なお、本件面談場面の上記⑨について、申立人は恣意的な編集の結果、「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に思い当たる節がなかった申立人が、面談を通じて思い当たる節に気づいたことを、サファリックに感謝していると視聴者に受け取られると主張している。

当該場面では、「当時のことを思い出すのは何よりも辛いことだと思います。それにもかかわらず協力して頂いて感謝しています」とサファリックが申立人への謝意を示す。その後、申立人が「こちらこそありがとうございます」と述べる。申立人の主張するように受け取られる可能性がまったくないわけではないだろう。だが、一般の視聴者は、申立人のこの発言を、儀礼的、社交的な面が強い「感謝の言葉」として受け取ったと思われる。したがって、この場面は、既述した本件面談場面全体が視聴者に与えた印象を特に強めるものではなかったと委員会は判断する。

さらに、申立人は、本件面談場面が被害者の1人である礼くんの発達障害に関連して申立人が犯人の特定につながる具体的な発言を行ったかのような内容の放送だったと主張している。

「発達障害」という言葉が使われているのは、上記⑥における申立人の発言だけである。申立人のこの発言を導くサファリックの質問の具体的部分と申立人の発言後半は、ともに伏せられている。その結果、「発達障害」という言葉が使われているものの、それが本件面談場面全体の流れの中で、どのような意味を持っているのかについて、視聴者はよく分からないままだったというのが実際だろう。したがって、本件面談場面が礼くんの発達障害に関連して申立人が犯人の特定につながる具体的な発言を行ったかのような内容だったとまでは言えない。

#### 4. 新聞テレビ欄の表記

新聞テレビ欄の表記は、いうまでもなくテレビ放送そのものではない。しかし、番組担当者が文言を作成するものであり、視聴者との関係においても当該番組の放送内容と一体のものとして考えられ、本委員会で従来、審理の対象にしている。本事案においても申立人にかかわる本件放送の人権侵害の有無と放送倫理上の問題を判断する重要な要素として、この点について検討する必要がある。

放送当日の朝日新聞朝刊のテレビ欄には、次のような本件放送の告知が掲載された(以下は、テレビ欄の表記通り)。

世田谷一家殺害事件VS  
米国F B I トップ刑事  
捜査実績4000件の男…  
サファリック緊急来日  
“犯人は顔見知りだ、  
(中略)  
▽○○を知らないか?  
「心当たりがある！」  
遺体現場を見た姉証言  
(後略)

最後の3行が本件面談場面にかかわる。「○○を知らないか？」はサファリックの質問として、「心当たりがある！」は次の行にあるように姉(申立人)の証言として、それぞれ示されている。

テレビ朝日は、この表記について「サファリック氏の質問と申立人の回答の趣旨を要約したもの」(再答弁書)とし、字数が制限されるテレビ欄の表記として妥当だと主張する。ヒアリングでは、「適切であったと胸を張って言い切れるか」というと、言い切れない部分があるのかとは思いますが」と語り、ニュアンスに多少変化があった。しかし、本件面談場面を告知したテレビ欄の表記として基本的には許容されると考えている点に変わりないと思われる。

「○○を知らないか？」という文言を目にした新聞読者は、「○○」をどのように想像したのだろうか。「思わせぶり」とは、こういうことをいうのではないか。しかし、サファリックは、本件面談場面で「……を知らないか」というかたちの質問を発していない。これに対応する「心当たりがある！」との「姉証言」も本件面談場面で申立人が語った言葉ではない。



テレビ欄の表記に字数の制限があることは当然である。その制限の中で番組内容を的確に伝えるのがプロの放送人たる者の腕だろう。本件面談場面を告知したテレビ欄の表記は、思わせぶりの伏字を伴い、かつ実際の面談にはなかった文言を使ったもので、テレビ朝日の主張するような「サファリック氏の質問と申立人の回答の趣旨を要約したもの」とはとうてい言えない。

しかもこの新聞テレビ欄の表記は、「3. 視聴者はどう受け取ったか」で述べた本件放送が視聴者に与える印象を先取りしていたことも指摘しておく。本件面談場面には、先に述べたように、終始「心当たりがある！」というサイドマークが画面右上に出る。これはテレビ欄の表記と同じである。

以上から、新聞テレビ欄の表記は番組内容の告知としてきわめて不適切だったと委員会は判断する。

## 5. 人権侵害に関する判断

以上、本件面談場面と新聞テレビ欄の表記について具体的に検討し、委員会の判断を示した。これらの判断に基づき、次に人権侵害の有無に関して検討する。

### (1) 申立人の主張

本件放送の対象となった事件が申立人に与えた衝撃と悲嘆は想像にあまりある。一夜にして妹をはじめもっとも近い親族4人を失った。しかも、事件当時、被害者一家の隣に住み、母親とともに事件の最初の発見者となったのである。さらに、冒頭に記したように、事件後半年間ほど、捜査当局の要請により、妹一家に恨みを持っていた人間が身近にいなかったかという「悪意を探る作業」（申立人の「陳述書」）を強いられた。

申立人は、こうした過程で、「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を否定するに至る。その一方、妹が残した、発達障害を持つ長男礼くんの育児日誌に接し、妹が礼くんの発達障害に真摯に向き合い、悲しみから目をそらさずに健やかな世界を紡ぎだそうと懸命に生きていた姿を改めて知る。深い悲しみを憎しみにかえるのではなく、悲しみからの再生を志向することの大切さに気づいたのである。そして、現在に至るまで、著作や講演などを通じて、グリーフケア（家族・友人など大切な人を亡くして大きな悲嘆に襲われている人に対するサポート）や発達障害をはじめとした障害に対する偏見をなくすための活動などに取り組んでいる。

「申立書」は、こうした申立人について、次のように述べる。

「申立人は犯罪被害者遺族として、悲しみを生きる力として再生させようとのメッセージを、自らの体験をもとに、犯罪被害者、遺族に送りつづけ、そのことによって

社会的評価（名誉）を築き、また、そのような生き方を選択することによって、人格を築いてきた（自己決定権）。

そして、本件放送は「悲しみから再生された申立人の人格そのもの、真摯に築いてきた生き方、すなわち人格権としての名誉権、自己決定権を著しく毀損するものである」（申立書）と主張する。

## （2）人権侵害に関する結論

委員会は「3. 視聴者はどう受け取ったか」において、本件面談場面は、申立人がサファリックの見立てに賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容だったとの判断を示した。しかし、このことはただちに人権侵害に関する申立人の主張を肯定することを意味しない。

冒頭近くで申立人が語るサファリックの「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」への否定的な発言は、具体的には「妹達には恨まれている節はなかったとを感じるんですね」と語られたものである。直後のナレーションが「思い当たる節がないという」と説明するように、どちらかという、申立人の感覚的レベルのものである。したがって、この場面で申立人がサファリックの「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を明確に否定しているとの認識を視聴者が持ったとまでは言えない。

一方、テレビ朝日が主張するように、本件面談場面には申立人が自身の言葉でサファリックの見立てへの賛同を語った発言はない。本件面談場面の最後にナレーションが「思い当たる節もあるという」と「結論」を語るだけである。

一般の視聴者は本件放送以前に申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を否定していたことについて知っていたわけではない。本件面談場面に先立って、申立人の殺人罪の時効撤廃運動や事件を風化させないための講演活動などが紹介されるものの、申立人について「被害者の1人の実姉」という以上の特段の知識は持っていなかっただろう。こうした点から考えると、本件面談場面は、申立人がサファリックの見立てに賛同したかのように受け取られる可能性が強い内容だったとはいえ、一般の視聴者は本件面談場面を通じて申立人の犯人像がサファリックの「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」の否定から賛同に変わったと明確に認識するまでには至らなかったと思われる。新聞テレビ欄の表記について先に番組内容の告知としてきわめて不適切だったとの判断を示したが、この点を考慮に入れても、一般の視聴者が持ったこうした認識は変わらないだろう。

さらに言えば、たとえ申立人が本件面談場面を通じて「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのように一般の視聴者に受け取られたとしても、申立人の従来からの主張を知らない一般の視聴者における申立人の社会的評価はただちに低下するとは言えない。一般論として考えれば、犯罪被害者の遺族が犯行の動機を怨恨に求める

ことは特異なことではないし、ましてや批判の対象になるものではないからである。こうした点からみて、本件放送は申立人の名誉を毀損するものだったとまでは言えない。

ところで、申立人は、本件面談場面は「サファリック氏の発言によってあっさり申立人が怨恨説へ賛同に転じた」と見られる内容で、「社会的評価の低下の結果、申立人にごく近い人々から厳しい批判や反発が寄せられた」（補充書）として、具体的な人権侵害の被害を述べている。

申立人の従来への考えや活動をよく知る人々と一般の視聴者の間では、本件面談場面における申立人の発言の受け取り方などに当然違いがあっただろう。だが、本件面談場面に即して考えれば、申立人の主張するように「サファリック氏の発言によってあっさり申立人が怨恨説へ賛同に転じた」と見られる内容だったとまでは言えないと委員会は判断する。その意味で、「ごく近い人々」から申立人が受けた厳しい批判や反発は、ある部分誤解に基づくものなのである。

むろん誤解を生じさせた責任はかかって番組を制作したテレビ朝日にあることは明らかである（この点については、放送倫理の問題として後に検討する）。「ごく近い人々」とはいえ、いや「ごく近い人々」であるがゆえに、申立人の受けた精神的苦痛は一層大きいものだったであろう。誤解を解くために少なくない労苦も課せられたにちがいない。

だが、以上の経緯は、本件放送を見た申立人の従来への考えや活動を知る人々の中に申立人に対する批判や反発を抱いた人がいたということを示すにとどまり、本件放送が申立人の社会的評価の低下にただちにつながるものだったことを意味するわけではない。したがって、この点でも本件放送が申立人の名誉を毀損するとまでは言えないと委員会は判断する。また、本件放送が引き起こした批判や反発によって「半年間にも及ぶ怨恨説の否定の作業とその過程で見出した生きる意味という申立人のメッセージの説得力は強く失われ、申立人が生き方として選択し人生の核となっている活動が大きく阻害された」（補充書）とまでは言えないと思われる。したがって、この点でも、本件放送に申立人に対する人権侵害があったとまでは言えないと委員会は判断する。

なお申立人は「自己決定権」という言葉を使って人権侵害を主張している。この点について、以下付言する。

事件をめぐる怨恨を否定することを通じて悲しみからの再生を目指すことの大切さを知り、著作や講演などさまざまな実践を行っている申立人の生き方や活動が一定の社会的評価を受けていることは確かだろう。申立人がそうした社会的評価に支えられつつ、自身の社会的な存在について明確な自己像をかたち作って来たことも疑いない。申立人は、本件放送は「私が思い描く自己像とは正反対の人格」を伝え、「どん底から再生してきた私の生き方を否定するもの」（申立人の「陳述書」）と主張する。

個々人が自己の生き方を自ら選択し、確固とした自己像を形成することは、あるべき人間的営為の一つだろう。「自己決定権」という言葉を使うか否かはともかく、他者は一個の人間の生き方の選択や確立した自己像を安易に論評したり、非難するべきではない。ましてや、社会的な影響力を持つメディアには慎重な姿勢が求められる。

しかし、本件放送について言えば、一般の視聴者は「申立人が思い描く自己像」を共有していない。また、そうした「自己像」は、広く一般に共有されることを申立人の側から当然に期待できる質のものでもない。さらに、上記に述べたように、視聴者は本件面談場面を通じて申立人の犯人像がサファリックの見立ての否定から賛同に変わったと明確に認識するまでには至らなかったと思われる。したがって、本件放送は、申立人が思い描く自己像と正反対の人格を伝え、どん底から再生してきた申立人の生き方を否定したとまでは言えない。申立人の自己認識は別にして、ここには人権侵害の問題は生じないとする。

以上の検討を総合して、本件放送には申立人の主張する人権侵害があったとまでは言えないと委員会は判断する。

## 6. 放送倫理に関する判断

次に放送倫理について検討する。本件放送には申立人の主張する人権侵害があったとまでは言えないものの、放送倫理上看過できない問題がある。人権侵害の有無を検討した際の判断と重なる部分が少なくないが、以下重複を恐れずに適宜そうした判断にもふれる。

### (1) 「最後のピース」の意味

本件面談場面は、申立人の犯人像がサファリックの見立ての否定から賛同に変わったと視聴者が明確に認識するまでには至らなかったと思われるものの、申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」というサファリックの見立てに賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容だった。

そこでは規制音・ナレーション・テロップなどのテレビ的技法がふんだんに使われていた。伏せられた発言は伏せるべき正当な理由があったとは思えない。むしろ前後のナレーションによってその重要性が強調され、視聴者の想像を一定の方向に向けてかきたてる組立てになっていた。その結果、申立人がサファリックの見立てに賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容となったのである。その際、とりわけ「結論」的に流される「思い当たる節もあるという」というナレーションが視聴者に与えた印象は強かったと言えよう。

ヒアリングによると、テレビ朝日は取材を依頼した時点で、著作などを通じて申立

人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を否定し、グリーンケアなどの活動に取り組んでいることをよく知っていたという。

では、なぜ申立人を「元FBIのトッププロファイラー」が犯人像を導くという本件放送に出演を依頼したのだろうか。

この点について、テレビ朝日は「被害者の実の姉であり事件の第一発見者である申立人との対話は、サファリック氏の犯人像への分析作業で大きな役割を果たすというふうに考えた」（ヒアリングでの発言）と抽象的に語るのみである。

実際の放送では、冒頭に記したように、申立人はプロファイリングに必要な「3つのピース」の最後の一つとして登場する。本件面談場面に先立って放送されるダイジェスト部分は、「サファリックのプロファイリング。その最後のピースを埋めるのは被害者の遺族・入江杏さん」「焦点は、宮澤家の人間関係」「心当たりはないと語る入江さんにサファリックは犯人像の核心を突く質問をぶつける」などのナレーションで始まる。その後、本件面談場面と同じように、申立人の「考えられないでもないですね」という発言と「具体的な発言のため放送を控えるが、入江さんには思い当たる節もある」とのナレーションが続く。

このダイジェスト部分は、本件面談場面のもっとも重要な個所をピックアップして、あらかじめ視聴者の関心を高めようとするねらいで作られたものだろう。それだけにテレビ朝日が本件放送に申立人を登場させたねらいが端的に表れている。つまり、テレビ朝日は、本件面談場面でサファリックのプロファイリングなるものの結果（強い怨恨を持つ顔見知り犯行説）を、それを否定している申立人にぶつけ、一定の賛同を得たことを示して、最終的にサファリックの見立ての説得性を視聴者に印象づけようとしたと思われる。「最後のピース」には、そうした意味が込められていただろう。

テレビ朝日はこうしたねらいを否定している。しかし、「結果」として本件面談場面はサファリックの発言によって「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に申立人が賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容だったのである。

しかも、新聞テレビ欄の「心当たりがある！ 遺体現場を見た姉証言」という表記は、こうした番組の構成を先取りしたものだった。また、本件面談場面の画面に終始表示されていた「緊急来日サファリック顔見知り犯説VS被害者の実姉“心当たりがある！”」（“心当たりがある！”の部分は赤字）とのサイドマークも、こうした印象を強めることになっただろう。しかし実際には申立人は、本件放送の中で「心当たりがある！」という発言は一度もしていないのである。

先に述べたように、テレビ朝日は取材を依頼した時点で、著作などを通じて申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を否定し、グリーンケアなどの活動に取り組んでいることをよく知っていたという。だとすると、「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に申立人が賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い本件面談場面は、

テレビ朝日にとって「意図せざる結果」ということになるのだろうか。

率直に言って、理解しがたい事態である。いずれにしろ、テレビ朝日は、申立人の考えや活動を事前に知りながら、申立人をプロファイリングなるものの「最後のピース」として登場させ、申立人が否定していた「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い本件面談場面を放送したことになる。

## (2) 被害者遺族への配慮

申立人は、仲介した親しい知人の存在に加えて、被害者遺族として事件の風化に抗したいという思いがあって、取材に応じたと思われる。しかし、本件放送に出演することになった具体的な経緯や取材映像の放送での取り扱いなどについては、申立人とテレビ朝日の主張は多くの点で食い違っている。委員会は、これらの点については確定的な判断はできない。

ただし、申立人への出演依頼に際しては、テレビ朝日が当初、複数の未解決事件の一つとして世田谷一家殺害事件を取り上げると申立人に説明していた点については、当事者間に争いはない。

実際の本件放送は、世田谷一家殺害事件だけを取り上げている。この間の事情について、テレビ朝日は、ヒアリングで、申立人から出演の承諾を得たので、世田谷一家殺害事件だけを取り上げることになったと説明した。この経過は、番組内における申立人とサファリックとの面談場面の比重がきわめて重いものとなることが当初から想定されていたことを意味する。

こうした企画内容の変更について、テレビ朝日は申立人に事前に十分に説明し、了解を得ていたのだろうか。この点については、「ご理解を得た部分がある」（ヒアリングでの取材担当記者の発言）という、あいまいな説明しか得られていない。

一方で、テレビ朝日はヒアリングの席で、衝撃的な犯罪の被害者遺族である申立人に出演してもらうことについて、「十分なケアの必要性」を自覚していたとの趣旨の発言を繰り返した。しかし、センシティブにやってきたつもりだが、センサーに瑕疵があったという指摘は真摯に受け止めないといけなないと思っているとも述べた。

出演依頼から番組制作に至るこうした過程を見ると、申立人への「十分なケアの必要性」をテレビ朝日とその言葉通りに実践したとは思えない。

## (3) 放送倫理に関する結論

テレビ朝日は、申立人の考えや活動を事前に知りながら、申立人をプロファイリングなるものの「最後のピース」として登場させ、申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い本件面談場面を放

送した。その結果、申立人の考えや活動をよく知る人々の誤解を生じ、申立人はこれらの人々から厳しい批判や反発を受け、精神的苦痛を余儀なくされた。

「日本民間放送連盟 報道指針」は、「4. 報道表現」において「報道における表現は、節度と品位をもって行われなければならない」として、「過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法（中略）の濫用は避ける」と規定している。この規定に照らして、本件放送は申立人に対する公正さを著しく欠いたものと言わざるを得ない。

またテレビ朝日は、申立人の出演に当たっては衝撃的な事件の被害者遺族であることへの「十分なケアの必要性」を自覚していたと言いながら、出演依頼から番組制作に至る過程を見ると、それをその言葉通りに実践したとは思えない。本件放送に対して申立人が強い反発を抱き、本委員会への申立てに至った一つの理由はこの点にあるだろう。

「日本民間放送連盟 報道指針」は「3. 人権の尊重」において、「取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する」とうたい、「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る」ことを掲げている。この規定に照らして、テレビ朝日は衝撃的な事件の被害者遺族という申立人に対する適切な配慮を著しく欠いていたと言わざるを得ない。

以上、「日本民間放送連盟 報道指針」の規定に照らして、本件放送は取材対象者である申立人に対する公正さと適切な配慮を著しく欠いていたと言わざるを得ず、委員会は本件放送には放送倫理上重大な問題があったと判断する。

### III 結論

以下、結論に至った経過と結論の内容を簡略に述べる。

申立人は、本件面談場面が過剰な演出と恣意的な編集によって、事実と反して申立人がサファリックの「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのような内容になっていると主張する。これに対し、テレビ朝日は、過剰な演出と恣意的な編集を否定し、本件面談場面は申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのように視聴者に受け取られる内容ではないと反論する。

委員会は、規制音・ナレーション・テロップといったテレビ的技法を駆使した本件面談場面は、サファリックの「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に申立人が賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容と判断した。加えて新聞テレビ欄の番組告知の表記はこうした本件面談場面の内容を先取りした、きわめて不適切なものだったと指摘した。

こうした判断を示したうえで、委員会は本件放送が申立人の人権を侵害していると言えないとした。本件面談場面は、申立人がサファリックの見立てに賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容であったとはいえ、申立人がサファリックの発言を受けて自身の考えを「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に変えたと言えないことは、視聴者に明確に認識されるものではなかったこと、たとえサファリックの見立てに賛同したと受け取られたとしても、それが申立人の社会的評価の低下にただちにつながるものではないことが理由である。

申立人の人権侵害の申立ては、申立人のさまざまな活動とそれを支える生き方にもかかわる。本件放送後、申立人にごく近い人々の間で申立人がサファリックの見立てに賛同したと受け取られ、その結果、厳しい批判や反発を受け、申立人が精神的苦痛を味わったことは確かだろう。だが、これらの批判や反発があったとしても、申立人に対する人権侵害があったと言えないと委員会は判断した。

次に放送倫理上の問題について判断した。テレビ朝日は取材を依頼した時点で、著作などを通じて申立人が「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を否定し、グリーンケアなどの活動に取り組んでいることをよく知っていたという。また、番組に出演してもらったあたっては、衝撃的な事件の被害者遺族ということへの配慮が必要なことも十分認識していたという。

にもかかわらず、規制音・ナレーション・テロップといったテレビ的技法を駆使してサファリックの「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に申立人が賛同したかのように視聴者に受け取られる可能性が強い内容の本件面談場面を放送した。番組内容の告知としてきわめて不適切である新聞テレビ欄の表記とともに、テレビ朝日は、取材対象者である申立人に対する公正さと適切な配慮を著しく欠いていたと言わざるを得ず、



委員会は本件放送には放送倫理上重大な問題があったと判断した。

報道機関としてのテレビ局が、未解決事件を取り上げ、風化を防ぐ番組を取材・制作することは一般論としては評価できる試みと言えよう。だが、その際、被害者やその関係者の人権や放送倫理上の問題にはとりわけ慎重になることが求められる。テレビ朝日は、本決定を真摯に受け止め、その趣旨を放送するとともに、今後番組の制作において、放送倫理の順守をさらに徹底することを勧告する。

## IV 放送概要

被申立人が提出した同録DVDなどによると、本件面談場面の概要は以下のとおりである。

場面	音 声
<p><b>VTR</b> 緊急来日サファリック顔見知り犯説 VS 被害者の実姉“心当たりがある” 12月13日</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上記サイドマークは VTR中は画面右上に 常時表示</p> </div> <p>よく来てくれました</p> <p>被害者 泰子さんの姉 入江 杏さん</p> <p style="text-align: center;">サファリックが 犯人像に迫る</p> <p>事件から14年になるうとしていますが 昨日の事のように感じるかもしれません これから質問させていただきますが なかには不快に思うものもあるかもしれ ません その時は言ってください これから私が聞くことは 警察と視点が違うかもしれません</p> <p>思い込みを外して見て行く事が 必要だと私も思います</p> <p>犯行現場から私が導き出した犯人像は</p> <p style="text-align: center;"><b>世 紀 の 瞬 間</b></p> <p>サファリックが核心に迫る</p>	<p>ナレーション 「12月13日、午後5時」 「サファリックは事件に関する重要人物の到着を 待っていた」</p> <p>猪ノ口記者 「失礼します」 入江氏 「失礼します」 猪ノ口記者 「マークさん お待たせしました」 サファリック氏 「Hi An, nice to meet you.」 入江氏 「Nice to meet you.」 サファリック氏 「よく来てくれました」</p> <p>ナレーション 「被害者・泰子さんの姉で事件の当日、 隣の家にいた入江杏さん」 「サファリックが犯人像に迫る」</p> <p>サファリック氏 「事件から14年になろうとしていますが 昨日の事のように感じるかもしれません」 「これから質問させていただきますが なかには不快に思うものもあるかもしれ ません。 その時は言ってください。 これから私が聞くことは 警察と視点が違うかもしれません」</p> <p>入江氏 「あらゆる見方というか思い込みのようなものを 外して見ていくことが必要だと私も思っています」 サファリック氏 「犯行現場から私が導き出した犯人像は…」</p> <p>ナレーション 「遂に、サファリックが核心に迫る」</p>

<p>CM</p>	<p>(省略)</p>
<p>VTR</p> <p>よく来てくれました</p> <p>被害者 泰子さんの姉 入江 杏さん</p> <p>サファリックが 犯人像に迫る</p> <p>これから私が聞くことは 警察と視点が違うかもしれません</p> <p>思い込みを外して見て行く事が 必要だと私も思います</p> <p>犯行現場から私が導き出した犯人像は メンタル面で問題を抱えた者ではないか</p> <p>ミキオさんかヤスコさんのどちらかが 犯人の恨みを買った それが気づかないような些細なことでも 犯人にとっては大きなことだった 彼の頭の中にあつた 恨みを晴らす唯一の方法が 家族全員を殺害するという事だった</p> <p>妹達には恨まれている節はない</p> <p>経済的なトラブル 金銭トラブル 男女関係など一切無い</p> <p>ミキオさんもしくはヤスコさんが 仕事上もしくはプライベートで</p>	<p>サファリック氏 「An, nice to meet you.」</p> <p>入江氏 「Nice to meet you.」</p> <p>サファリック氏 「よく来てくれました」</p> <p>ナレーション 「サファリックが被害者・泰子さんの姉で、 事件の当日、隣の家にいた入江杏さんに会う」 「サファリックが犯人像に迫る」</p> <p>サファリック氏 「これから私が聞くことは 警察と視点が違うかもしれません」</p> <p>入江氏 「あらゆる見方というか思い込みのようなものを 外して見ていくことが必要だと私も思っています」</p> <p>サファリック氏 「犯行現場から私が導き出した犯人像は… メンタル面で問題を抱えた者ではないか と考えています。 ミキオさんかヤスコさんのどちらかが 犯人の恨みを買った。 それが気づかないような些細なことでも 犯人にとっては大きなことだった。 彼の頭の中にあつた恨みを晴らす唯一の方法が 家族全員を殺害するという事だった」</p> <p>入江氏 「妹達には恨まれている節はなかったと感じるん ですね。 あと、経済的なトラブル、金銭トラブルも 男女関係みたいなものも一切無かったですから」</p> <p>ナレーション 「思い当たる節がないという入江さんに サファリックは犯人像について ある重要な質問をぶつけた」</p> <p>サファリック氏 「ミキオさんもしくはヤスコさんが 仕事上もしくはプライベートで…」</p>

<p>重要な見解へ行ったり そのような接点は考えられますか？</p> <p>考えられないでもない</p> <p>少なくとも礼くんの発達障害を気に掛けて</p> <p>世紀の瞬間 入江さんは何を語るのか？</p>	<p>ナレーション 「サファリックの質問 それは犯人像の核心を突くものだった」</p> <p>サファリック氏 「（ピー音）へ行ったり、 そのような接点は考えられますか？」</p> <p>入江氏 「考えられないでもないですね」</p> <p>ナレーション 「サファリックの質問で伏せられた部分には 特定のキーワードが含まれるため放送は控えるが、 核心に迫る質問に入江さんは…」</p> <p>入江氏 「推測では申し上げられませんが 少なくとも礼君の発達障害を気に掛けて、あの」</p> <p>ナレーション 「果たして、入江さんは、何を語るのか？」</p>
<p>CM</p>	<p>(省略)</p>
<p>VTR</p> <p>被害者 泰子さんの姉 入江 杏さん</p> <p>少なくとも礼くんの発達障害を気に掛けて</p> <p>犯人の奇妙な行動は 私が過去に取り扱ったケースの 行動データと一致します この線を検査することが 事件解決の鍵になるでしょう</p>	<p>ナレーション 「被害者のみきおさんと泰子さんの人間関係に ついて、 核心に迫ったサファリックの質問に、入江さんは…」</p> <p>入江氏 「推測では申し上げられませんが 少なくとも礼君の発達障害を気に掛けて、あの」</p> <p>ナレーション 「具体的な発言のため放送を控えるが、 入江さんには思い当たる節もあるという」 「何故サファリックは入江さんに、 このような質問をぶつけたのだろうか？」</p> <p>サファリック氏 「犯人の奇妙な行動は私が過去に取り扱ったケース の行動データと一致します」 「この線を検査することが事件解決の鍵になるで しょう。」</p>

<p>当時のことを思い出すのは何よりも辛いことだと思います それにも関わらず協力していただいて感謝しています</p> <p>こちらこそありがとうございます</p> <p><b>サファリックの犯人像</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢 20代半ばの日本人</li> <li>・宮澤家の顔見知り</li> <li>・メンタル面で問題を抱えている</li> <li>・強い怨恨</li> </ul>	<p>当時のことを思い出すのは何よりも辛いことだと思います。 それにも関わらず協力していただいて感謝しています」</p> <p>入江氏 「こちらこそありがとうございます」 「Very appreciate as well, Thank you.」</p> <p>サファリック氏 「You are welcome.」</p> <p>ナレーション 「日本に滞在した5日間で広瀬元管理官、そして、被害者の遺族の入江杏さんと会い、元FBIトッププロファイラーが導き出した犯人像は？」</p> <p>「当時20代半ばの日本人宮澤さん一家の誰かしらと顔見知りと思われるメンタル面で問題を抱える強い怨恨を抱えている人物我々はこの結果を一つの可能性として警視庁に伝える」</p>
<p><b>スタジオ</b> このあと 元捜査現場トップが語る秘話</p> <p>テレビ朝日社会部記者 猪ノ口克司朗</p> <p>これで何が良かったかって 場合によれば貴重な情報を得られれば (犯人に) たどり着くこともできる可能性がある</p> <p><b>世紀の瞬間</b> 事件への想いを語る</p>	<p>MC石原良純氏 「やっぱり言われてみたら、こういうのはあるかなって感じは…。どうでした、近くで立ち会って」</p> <p>猪ノ口記者 「そうですね、まず入江さんがあの場にお越しいただいて、お話しいただいたことに感謝申し上げますよね。音声が入ったところには、非常に重要なキーワードが入っていましたので」</p> <p>大澤孝征弁護士 「こういう刑事事件に携わり、捜査を指揮した経験のあるものからすると説得力ありましたね。これで何が良かったかって場合によれば貴重な情報を得られればたどり着くこともできる可能性があるなって思えたことが大きいと思いますね」</p> <p>ナレーション 「このあと、広瀬元管理官がサファリックに事件への想いを語る」</p>

## V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張と被申立人の答弁の概要は以下のとおりである。

	申立人	被申立人（テレビ朝日）
問題となる内容(1) 怨恨説に賛同？	<p>■実際の面談において申立人がサファリックの述べる「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」を否定しているにもかかわらず、本件面談場面に過剰な演出、恣意的な編集がなされ、あたかもサファリックが犯人像について核心を突く重要な見解を述べ、それによって申立人が犯人に心当たりがあることに気づかされ「強い怨恨を持つ顔見知り犯行説」に賛同したかのように、事実と異なる報道、公正を欠く放送をされた。</p> <p>■申立人は、事件直後、捜査官からの要請により、半年間ほどにわたって、妹一家に悪意や恨みを持っていた者がいないかを探る作業を、苦しむ心を摩耗させながらも事件解決のために、綿密に、精密に行った。しかし、思い当たる節はなかった。</p> <p>■オンエアは、申立人は、当初、強い怨恨を持つ顔見知り犯行説を否定し、思い当たる節がないとしていたのに、サファリックの場所や接点を問う犯人像の核心をつく重要な質問によって、思い当たる節もあると変化し、具体的な回答をした。そして、サファリックが強い怨恨を持つ顔見知り犯行説の線を検査することが事件解決の鍵になると述べ、申立人の協力に感謝すると、申立人もサファリックに感謝して面談は終了し、サファリックの見立ては警視庁に伝えられるというものである。これによって、一般視聴者は、「サファリックの発言によって申立人にお</p>	<p>■サファリック氏の見解とともに、申立人の顔見知り犯行説を否定する発言も紹介することで、番組としてはバランスを取っている。申立人側が主張している、申立人が「顔見知り犯行説を肯定している」ような放送内容とは客観的に見ても視聴者は受け取ることではないと考える。従って申立人がサファリック氏の見立てに賛同したように見える、という申立人側の指摘は当たらないと考えている。</p> <p>■サファリック氏が犯人像の分析作業の一環として申立人に事実関係の確認をしたものだ。申立人の発言は質問への回答として述べたものであることは明らかで、申立人がサファリック氏の見立てに賛同したかのような印象を与えているとは思えない。</p> <p>■対談シーン全体を通して申立人が怨恨説（顔見知り犯行説）を否定する立場から肯定する立場へ変化した、と一般の視聴者に印象を与えるという解釈は、あくまでも申立人独自のものであり、一般の視聴者による通常解釈ということとはできないと考える。</p> <p>■当番組には「申立人が強い怨恨を持つ顔見知り犯行説に賛同した」とする発言やナレーション等の放送内容は一切存していない。また、放送全体をみても、視聴者が通常の見方をした場合、申立人が主張するような印象を持つことはないと考えている。</p>

問題となる内容(1) 怨恨説に賛同？

いて犯人に心当りがあることに気づかされ『強い怨恨を持つ顔見知り犯行説に賛同した』かのような印象を受ける」のである。

■面談場面には、終始、画面右上に「緊急来日サファリック顔見知り犯行説VS被害者の実姉“心当りがある”」とのタイトルが掲げられており、視聴者の視界に常に入っていることも銘記されなければならない。

■申立人の「推測では申し上げられませんけれども」に始まる回答は、本件番組では「考えられないでもないですね」との回答に続くものとされているが、実際には続いている。数十分後の別の質問に対する回答である。その質問とは、以下である。「僕は泰子さんかみきおさんのどちらかが、そのような精神疾患を患った方々と関わり合いがあったかどうかを知りたいと思っています。あなたはなかったと思っていますよけどね。」

■申立人が問題としているのは、強い怨恨を持つ顔見知り犯行説を否定していた申立人が、「思い当たる節もある」となったところ、サファリックが「この線を検査することが事件解決の鍵になるでしょう。」「協力していただいて感謝しています。」と述べ、申立人も感謝の意を述べ面談が終了するという一連の流れから受ける印象である。視聴者が受ける印象が問題なのである。

■番組ではサファリック氏の見立てを受けて申立人の考え方に何らかの変化が生じたとは一切言及していない。

■サイドテロップは、申立人本人の「考えられないでもない」「推測では申し上げられませんけれども、少なくとも礼くんの発達障害を気に掛けて…(病院には行っていたということは、私は知っています)」という2つの発言の主旨を文字制限のなか「心当たりがある」と要約したものだ。視聴者がサイドテロップを見て「申立人が怨恨説(顔見知り説)肯定に転じた」と印象を受ける、という解釈は、あくまで申立人独自の解釈であると考えられる。

■申立人側は、「推測では申し上げられませんけれども、少なくとも礼くんの発達障害を気にかけて…」という発言が「考えられないでもないですね」という発言に続けて編集されている点が実際の面談の流れとは違う、と主張している。しかしこれはサファリック氏が二度にわたって同趣旨の質問をした際の申立人の回答を総合して編集したもので、放送内容は正当なものと考える。

■申立人の謝辞は、一般視聴者には、事件当時の辛い経験を思い出させる聞き取りへの感謝の意に対する返礼として受け止められると解釈するのが一般的であると考えられる。従ってこのような面談終了時のごく一般的な挨拶のやりとりを「申立人が『この線＝強い怨恨を持つ顔見知り犯行説』に考えを変えた」と視聴者に印象付けるもの」とする申立人の主張には何ら客観的根拠がないものと考えられる。

<p>問題となる内容(2)犯人特定につながる発言？</p>	<p>■ サファリックの質問で本件番組が、「<b>重要な見解</b>」(規制音プー)へ行ったり、そのような接点は考えられますか？」と「重要な見解」とのテロップ及び自主規制音にして放送しなかった質問は、「若い精神疾患を抱えた人やその団体と仕事やカウンセリングやその他の場面で関わるようなことはありましたか？」である。本件番組では、この質問を、「特定のキーワードが含まれるため放送は控えるが、核心に迫る質問」とナレーションしている。しかし、上記質問には、放送を控えなければならないような特定性、具体性のあるキーワードは含まれていない。それにもかかわらず、「犯人像の核心を突く」「重要な見解」であり「特定のキーワードが含まれているため放送は控える」としてあえて述べず、自主規制音とする演出によって、視聴者に、放送しては差支えがあるような犯人の特定につながる具体的な場所が問われたとの印象を与えている。</p> <p>■ 本件番組は上記質問に対する申立人の回答を、「推測では申し上げられませんけれども、少なくとも礼くんの発達障害を気にかけて」で切り、「具体的な発言のため放送を控える」としている。申立人の回答は、「推測では申し上げられませんけれども、少なくとも礼くんの発達障害を気にかけて病院には行っていたということは私は知っています。」である。申立人の回答も、単に病院に行っていたという、子に発達障害があれば親が行う普通の行動である。病院名を特定しているわけではないから伏せる必要はない。そもそも「病院に行っていた」との発言は「具体的な発言」ではない。</p>	<p>■ 「若い精神疾患を抱えた人のグループ」「カウンセリング」というサファリック氏の言葉と申立人の「病院」という言葉を伏せたのは、事件現場が世田谷区上祖師谷であることなどの情報と合わせれば、視聴者による誤った推測で、「具体的な場所」が「特定」される可能性があったためである。そのような誤解から発達障害などメンタル面での問題を持つ方々への偏見の助長がされないように、という人権に配慮した判断であり、「公正を欠く放送」には当たるとは考えていない。</p> <p>あくまで配慮として言葉を伏せたのであり、『放送を控えなければならないような特定性、具体性のあるキーワードは含まれていない』にもかかわらず音消しをした演出や編集は意図的に事実を歪曲するものであり、明らかに編集権の範囲を超えている」という指摘には当たらないと考える。</p> <p>■ サファリック氏が様々な分析を通して犯人像と犯行動機を分析するという当番組の主旨において、被害者遺族であり、事件現場の隣に住んでいた申立人との対談は非常に重要であり、新聞のラテ欄に表記したり放送中に複数回紹介することは番組の主旨と照らし合わせても許容の範囲内と考えており、同時に人権への配慮から音声伏せることと矛盾しない。</p> <p>申立人は、番組が言葉を伏せた意図が人権への配慮であったならば、伏せた言葉に注目が集まるような編集はしないし、言葉を伏せた部分を番組宣伝には使わない、と主張しているが、このキーワードこそがサファリック氏のプロファイリングの“鍵”となるも</p>
-------------------------------	---	--



<p>問題となる内容(2)犯人特定につながる発言?</p>	<p>■番組は、サファリックの質問を伏せて、「特定のキーワードが含まれているために放送は控えるが、核心に迫る質問に入江さんは」として、申立人の回答を途中で打ち切っている。そして、「世紀の瞬間 果たして入江さんは何を語るのか?」と期待を持たせ「具体的な発言のため放送を控えるが」として発言自体は放送せず、「入江さんには思い当たる節もあるという」とナレーターが告げることで、視聴者に対し、申立人が礼くんの発達障害に関連して、放送しては差支えがあるような犯人の特定につながる具体的な場所を述べたかの如きウソの異なる印象を与えている。かつまた、申立人がサファリックの見立てに賛同したかのような印象を与えている。</p> <p>■申立人の「推測では…」の回答から最後の感謝の場面までには、サファリックが被害者遺族に対する思いやりの気持ちを述べる場面などがあつたが、それらは省かれている。本件番組は、申立人の「推測では…」の回答から最後の感謝の場面に直接つなぐことで、まるでサファリックの質問が真に申立人にとって「重要な見解」、「犯人像の核心に迫った質問」であつて、礼くんが発達障害であつたことが犯人との接点であるとの点に気づかせ、犯人の目星をつけることができたことについて、サファリックに感謝しているかのようにしている。</p> <p>こうした演出や編集は、意図的に事を歪曲するものであり、明らかに編集権の範囲を超えている。</p>	<p>のであり、人権に配慮しつつも注目すべきポイントだった。</p> <p>■「少なくとも礼くんの発達障害を気にかけて」まで放送され、続く言葉が伏せられたがゆえに、視聴者に憶測を呼び、発達障害に対する偏見を生じさせている、と主張しているが、申立人がご自身で発言された「少なくとも礼君の発達障害を気にかけて、病院には行っていたということは、私は知っています。」との発言内容を全て放送した場合には、視聴者に病院名等についての憶測を呼ぶ恐れが極めて大きいと判断して対応したものであり、番組としては極力人権に配慮しつつ申立人が回答された事実関係を表現したものと考えている。なお、礼くんの発達障害について触れた部分については、申立人ご自身の著作や過去の報道で既に公になっていたため、放送を了とした。</p> <p>■サファリック氏の「当時のことを思い出すのは何よりも辛いことだと思います。それにもかかわらず協力して頂いて感謝しています」という発言に対して、申立人の「こちらこそありがとうございます」という返答を、会話の流れのままカットなしに放送している。この会話は通常の社交辞令としての発言と受け取るのが通常と思われ、この放送内容を「犯人の目星をつけることができたことについてサファリックに感謝しているかのようにしている」と解釈するのは申立人側独自の解釈に過ぎず、一般的な視聴者の解釈ではないと考える。</p> <p>よって、申立人側の「サファリックの見解につき否定論から肯定論に転じたかの如き印象を与える編集」という主張には理由がないものと考えられる。</p>
-------------------------------	---	--

■申立人は「心当たりがある」とは述べていないにもかかわらず、「被害者実姉と独占対談」「〇〇を知らないか?『心当たりがある!』遺体現場を見た姉証言」と実際にはない発言を本件番組の目玉として番組宣伝等を行い、放送した。

このような番組構成及び番組宣伝等は事件被害者を冒瀆するだけではなく、いたずらに視聴者の興味関心を煽るものであり、放送倫理に著しく違反するものである。

■「考えられなくもないですね」と「心当たりがある!」は、本件番組の内容を離れ、単に言葉としてみても、可能性の度合い・程度が大きく異なっており、その言い換えは、演出上の許容範囲を超えている。本件実際の面談の内容からすれば、「考えられなくもないですね」との回答を「心当たりがある!」と表現できないことはいうまでもない。

さらに、そもそも、サファリックの質問「(ピー音)へ行ったり、そのような接点は考えられますか?」も「〇〇を知らないか?」と意味内容の異なる実際にはない質問に変えられている。質問と回答の両方が実際にはない発言である。これを未解決事件の犯人探しの番組宣伝に使い、視聴者の興味をあおり、番組を視聴させることは、放送倫理違反というべきである。

■サファリック氏の「(ピー音)へ行ったり、そのような接点は考えられますか?」という質問に対し、申立人は「考えられなくもないですね」と回答している。

番組ではこの発言を新聞ラテや番組宣伝等に利用するのに際し、字数制限の都合から短縮し理解し易くする意味で「心当たりがある!」と表現した。これは番組制作にあたり、字数制限の制約の中で表現する上での演出上許容範囲であると認識しており、ご指摘のような「放送倫理に著しく反している」とは考えていない。

■サファリック氏の質問と申立人の回答の主旨を要約したものとして字数制限の中、「〇〇を知らないか?『心当たりがある!』遺体現場を見た姉証言」と表現することは演出の範囲内として妥当であると考えます。

■適切であったと胸を張って言い切れるかということ、言い切れない部分があるのかと思う。

ただし、字数制限がある中で、一番わかりやすい、端的に伝わる内容としてこういう表現に至ったことは、一般的に許容してもらえるものと考えます。

番組による具体的な被害	<p>■本件番組は、テレビ的手法を駆使して過剰な演出や恣意的な編集を行うことによって、申立人の生き方、人格を毀損し、申立人の人格権（憲法13条）としての名誉権や自己決定権という極めて重大な保護法益を侵害したのである。</p> <p>■サファリック氏の発言によってあっさり申立人が怨恨説へ賛同に転じたと見られることは、申立人が選択し、これまで伝えてきた「悲しみからの再生」という生き方に反するものであって、申立人の社会的評価を低下させた。そして、社会的評価の低下の結果、申立人にごく近い人々から厳しい批判や反発が寄せられた。</p>	<p>■番組では申立人がサファリック氏の見立てに賛同したと描いてはいないと認識しているし、申立人のサファリック氏への感謝の言葉も、視聴者には一般的な返礼と理解されると考えている。</p> <p>いずれについても、申立人がサファリック氏の見立てに賛同したという文脈にはなっていないと認識しており、申立人側による名誉権や自己決定権の侵害という主張には当たらないと考えている。</p> <p>■申立人との間では、放送内容についてきめ細かな意思疎通に努めてきたものの、結果としてこれが十分でなかったとしたら遺憾に思う。</p>
局への要求	<p>■申立人の名誉回復及び人権侵害への謝罪。具体的には、放送による訂正及び謝罪並びに責任ある者からの心からの謝罪。</p>	<p>■申立人側が要求している「放送法第9条による訂正・謝罪」については当社としては該当しないと認識しており、放送による訂正及び謝罪にはそぐわないと考えている。</p>

## VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	審 理 内 容 等
2014年12月28日	テレビ朝日、苦情の対象となった番組を放送
2015年 1月 7日	申立人、テレビ朝日と面談し抗議
4月 8日	申立人、テレビ朝日に謝罪と訂正を求める通知書を送付
7月23日	テレビ朝日、申立人に訂正放送は出来ないと文書で回答
12月14日	申立人、「申立書」「陳述書」を提出
2016年 1月14日	テレビ朝日、「経緯と見解」を提出
1月19日	第229回委員会で審理入りを決定
2月 3日	テレビ朝日、「答弁書」を提出
2月16日	第230回委員会で審理
2月19日	申立人、「反論書」を提出
3月 7日	テレビ朝日、「再答弁書」を提出
3月15日	第231回委員会で審理
4月 6日	起草委員、論点・質問項目を検討
4月19日	第232回委員会で審理
5月17日	第234回委員会でヒアリング、審理
6月 3日	テレビ朝日、補充書面を提出
6月 6日	第1回起草委員会で検討
6月20日	申立人、補充書面を提出
6月21日	第236回委員会で審理
6月30日	第2回起草委員会で検討
7月19日	第237回委員会で審理
8月16日	第238回委員会で審理、「委員会決定」案を了承
9月12日	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武 則
委員長代行	市川 正 司
委員	紙谷 雅子
委員	城戸 真亜子
委員	白波瀬 佐和子
委員	曾我部 真 裕
委員	中 島 徹
委員	二 関 辰 郎